

強制排気式半密閉型ガス瞬間湯沸器の安全対策に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する対応について

平成27年1月

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課  
ガス安全室

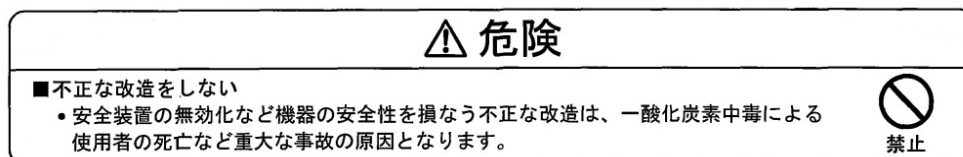
パロマ工業株式会社（現株式会社パロマ）製ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故に係る経済産業省の事故原因調査等に関して、消費者安全調査委員会が行った評価の結果が平成26年1月24日に公表され、同日付で同委員会から経済産業大臣に対して、消費者安全法第33条の規定に基づき、評価の結果を踏まえた意見が提出されました。

消費者安全調査委員会からの意見を踏まえ、経済産業省は、平成26年1月27日、一般社団法人日本ガス石油機器工業会に対し、強制排気式半密閉型ガス瞬間湯沸器の安全対策への取組として、所要の対策を講じるよう要請を行いました。これを受け、同工業会では対応を実施しておりましたが、平成27年1月5日付で、同工業会から以下の報告を受けました。

(1) 現場で作業を行う者への改造禁止の周知

- ① 強制排気式半密閉型ガス瞬間湯沸器について、一般社団法人日本ガス石油機器工業の会員が作成するサービスマニュアル等へ「重大製品事故に至るおそれがあるため改造を禁止する」旨を記載することとし、新製品及び増刷等で、新たに配布するものより全て実施。また、同工業会団体規格 JGKAS C802「ガス石油機器の安全確保のための表示実施要領」にも同事項を記載し、他のガス温水機器についても新製品より対応。

<サービスマニュアルへの記載例>



<JGKAS C802 (抄) >

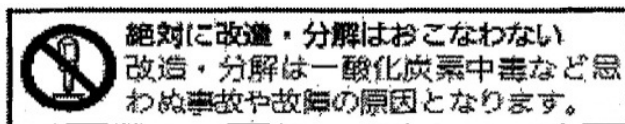
7.4 据付説明書、サービスマニュアルなどのサービス技術資料等への表示

販売店、工事店などによる使用者への助言の便宜を考慮し、必要に応じて据付説明書、サービスマニュアルなどのサービス技術資料にも表示する。表示方法は、取扱説明書に準ずるものとする。

不正改造禁止など、点検・修理者に周知し、使用者の安全確保のために重要な事項を表示する。

- ② 強制排気式半密閉型ガス瞬間湯沸器については、新製品より、機器本体に「改造・分解禁止」を全てに表示。また、同工業会団体規格 JGKAS A803「家庭用ガス燃焼機器の本体表示実施要領」にも同事項を記載し、他のガス温水機器についても新製品より対応。

<機器本体への記載例>



<JGKAS A803 (抄) >

III 給湯器・ふろ給湯器・給湯暖房用熱源器

※ (株) 伊藤園器タイプを全て

表示・警告の種類	内容	図記号	説明文 (原文)		屋外 (密閉型)		屋内		備考
			本文	副本文	F E	F F	H F 密	H F 非密	
⚠ 警告	改造・分解は禁止 改造・分解は一酸化炭素中毒など恐ろしい事故や故障の原因となる		改造・分解禁止 (全製品)	絶対に改造・分解は行わない。改造・分解は一酸化炭素中毒など恐ろしい事故や故障の原因となります。	○	○	○	○	

- (2) 改造等によって重大事故が発生する可能性がある場合や実際に生じた場合に現場作業員への周知

強制排気式半密閉型ガス瞬間湯沸器では、定期的な研修時や新製品の研修・資料提供時等の機会に現場作業員への周知を行っているが、他のガス温水機器についても研修時等において周知を行っている。

- (3) サービス事業者が現場における対策の判断が付かない場合の製造事業者への確認ルート

強制排気式半密閉型ガス瞬間湯沸器では、修理作業員の講習時に問い合わせ先を明示し、またサービスマニュアル等にも問い合わせ先を記載している。また、他のガス温水機器についても講習時やサービスマニュアル等に明示し対応。

**【参考】**

○平成17年11月28日に東京都内で発生したガス湯沸器事故に関する評価書（消費者庁HPより）

・概要：[http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/140124\\_gaiyo.pdf](http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/140124_gaiyo.pdf)

・本文：[http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/140124\\_honbun.pdf](http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/140124_honbun.pdf)

○消費者安全法第33条の規定に基づく意見（消費者庁HPより）

・意見：[http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/140124\\_houkoku.pdf](http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/140124_houkoku.pdf)